

指定管理者評価シート(2次評価)

所 管 課	総合政策部 参画協働室 健康福祉部 長寿・保険室 長寿・介護保険課
評価対象期間	平成27年4月1日～28年3月31日

1 指定概要

施設概要	名 称	川西市コミュニティセンター多田東会館 川西市老人憩いの家多田東会館
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
	設置目的	(コミュニティセンター) 住民の自治意識の高揚と連帯感を深め、心豊かな地域社会の向上を図る。 (老人憩いの家) 老人の心身の健康の増進を図る。
利用料金制	<input type="checkbox"/> 非利用料金制 <input type="checkbox"/> 一部利用料金制 <input type="checkbox"/> 完全利用料金制	
指定管理者	名 称	多田東コミュニティ協議会
	所在地	川西市多田桜木1丁目7-24
指定管理業務の内容	<p>指定管理の業務内容を明確に記入してください。</p> <p>(コミュニティセンター)</p> <p>(1) 地域住民によるコミュニティ活動のための場の提供に関する事。その他、施設の設置目的の達成に必要なこと。</p> <p>(2) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(3) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(6) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(7) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関する事。</p> <p>(老人憩いの家)</p> <p>(1) 老人に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供すること。</p> <p>(2) 老人に慰安と休息の場を提供すること。</p> <p>(3) 施設の使用許可等に関する事。</p> <p>(4) 施設の使用料の徴収及び減免、還付に関する事。</p> <p>(5) 施設の使用の制限に関する事。</p> <p>(6) 施設の使用許可の取消し等に関する事。</p> <p>(7) 施設の入館の制限に関する事。</p> <p>(8) 施設及びその付属設備の維持管理に関する事。</p>	
指定期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日	

2 評価結果

2段に分かれているところは、上段がコミュニティセンター、下段が老人憩いの家の評価です。

評価項目及び評価のポイント

1 施設の設置目的の達成に関する取組み【有効性】

(1) 施設の設置目的である事業運営の達成

【評価のポイント】

事業計画に則って施設の事業運営が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果が得られているか。

施設利用に係る登録手続きについては、利用者に十分に周知し、適切に行われたか。

【所見】

(コミセン)

登録グループを中心に、地域活動の拠点として活発に利用されている。今後とも地域の重要な活動拠点としての役割が果たされるよう努めること。

(憩いの家)

特になし。

【改善項目】

(共通)

特になし。

(2) 施設の利用状況及び事業への参加状況

【評価のポイント】

施設の目的に則って、有効に活用(利用)されていたか。

【所見】

(コミセン)

当館は、多田東コミュニティ協議会の活動拠点として、有効に活用されている。毎年度行うグループ登録の際には、引き続き施設の目的に沿っているか丁寧に判断すること。

(憩いの家)

講師に対する謝金が営利目的に該当するかはケースごとに判断する必要もあるのではないかと。また、現行のルールの見直し、臨機応変な運用等、市と指定管理者と一緒に検討してほしい。

【改善項目】

(コミセン)

今後も引き続き、説明会等の場を通じて利用趣旨の周知徹底を図り、登録グループの利用目的等の精査に取り組んでいただきたい。

(憩いの家)

特になし。

(3) 利用者の満足度

【評価のポイント】

利用者からの苦情に対して十分な対応がなされたか。

利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られたか。

利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。

その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果が得られたか。

[所見]

(コミセン)

利用者からの問い合わせ等については、その都度適切に対処されている。

(憩いの家)

市と指定管理者で「向上する」とはどういうことかを一緒に考えていくことが大事であり、そのような機会を設けると満足度の向上につながると思う。

[改善項目]

(共通)

特になし。

評価項目及び評価のポイント

2 効率性の向上に関する取組み【効率性】

(1) 経費の節減

[評価のポイント]

施設の管理運営に関し、経費を効率的に節減するための十分な取組みがなされ、その効果が得られたか。

管理運營業務遂行に当たり、業者発注や業務委託により行われる場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるような工夫がなされたか。

[所見]

(コミセン)

日頃から、経費削減に十分に取り組み、限られた予算で管理運営を行っている。

(憩いの家)

特になし。

[改善項目]

(共通)

特になし。

評価項目及び評価のポイント

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み【適正性】

(1) 管理運営の実施状況

[評価のポイント]

施設の管理運営には、適切な人員配置がされたか。

業務に必要な研修・教育が適切に行われたか。

施設の維持管理が適切に行われたか。

指定管理者の提案による新たな取組みは実施されたか。

[所見]

(コミセン)

職員は常時2人体制をとり、利用者に対して細かな点まで配慮されたサービスが提供されている。今後とも、様々な世代の皆さんが、利用しやすい管理運営に努めること。

(憩いの家)

常時2人態勢で、十分に運営されている。

[改善項目]

(共通)

特になし。

(2) 個人情報の保護、安全対策、危機管理体制、平等利用など

【評価のポイント】

施設の設置目的に応じた効果的な利用者への情報提供等が十分になされたか。
施設利用者の個人情報の取扱いが適切に行われたか。
日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
防犯、防災対策などの危機管理体制が適切であったか。
事故発生時や非常災害時の対応が適切であったか。

【所見】

(コミセン)

無人時の緊急連絡先なども明示し、事故等もなく運営されていることが評価できる。

(憩いの家)

特になし。

【改善項目】

(共通)

特になし。

総 合 評 価

【所見】

(コミセン)

今後とも引き続き、多田東小学校区の重要な地域活動拠点として、運営されるよう努めてください。また、会館土足化以降も、利用者により良いサービスを提供できるよう努めること。

(憩いの家)

利用者の中には、困りごとがあってもなかなか言えない方もいるかもしれないので、利用者のユーザー会議を開催するという事も考えられる。

【改善項目】

(共通)

特になし。